

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

株式会社シーサポート

②施設名等

名称	若竹ホーム
施設長氏名	新井光宏
定員	46名
所在地(都道府県)	埼玉県

③理念・基本方針

①理念

・児童憲章に基づき、児童の健全なる育成を念願し、家庭的な雰囲気の下で健康な社会人として独立の生計を営むことが出来るよう援助する
子ども達が安全で、安心して当たり前の生活ができる施設作り

②基本方針

- ・施設へ一歩足を踏み入れた時にホッとさせる施設作り
- ・生活単位の小規模化と地域分散化に依る家庭的養護の推進
- ・里親制度の強化、充実
- ・本園の機能強化
- ・児童の学習支援継続と強化

④施設の特徴的な取組

・子どもを主体的に考えたルール作り、各寮での宿直体制、情報及び記録管理システムの整備、学習塾、里親カフェ、年間10回を超える園内職員研修等

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/5/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017/9/29
受審回数	2回
前回の受審時期	平成26年度

⑥総評

◇特に評価の高い点

子どもたちの個性とそれぞれの生き方を尊重した支援を共通理解とし、実践しています
題目を掲げるだけの支援ではなく、子どもたちが「それぞれの生き方ができるよう・心身の安全が保障されるよう・選択幅を持てるよう」、職員が常に認識した養育支援を実践していることがルールづくり・環境設定の随所から感じることが出来ます。また催しや行事は強制することなく自主性を重んじており、サッカー大会は子どもたちが主となり開催しています。

情報管理システムの活用と更なる改善により施設全体での把握がなされています

健康状態をはじめ子どもたちに関する情報は、毎朝の打ち合わせや記録システムにて共有化が図られています。経過と結果についても情報システムに収められた児童記録から全職員が把握できる仕組みと習慣が構築されており、管理職のチェック等により職員個人ではなく、施設全体で対応するよう仕組みが整備されています。情報管理システムは、随時改善がなされており、その改善の足跡に施設の業務効率化や業務のしやすさを追究する姿勢を理解できます。

子どもの安心と成長を第一に据え、一徹した養育支援体制を実施しています

職員の勤務体制は、子どもの就寝から起床までが同じ職員が見守ることを前提に作られており、子どもが一番安心できる環境設定を考えています。裏返しとして職員への負担考慮や人材確保対策は必須であり、働き方委員会での検討にて模索と改善を進めています。

◇抽出された目標と課題

児童養護施設、福祉業界全般に留まらない人材不足への対応は急務であり、本施設だけの問題ではなく、協議会等共通の課題として取り組まなければいけない事項として認識しています。課題解決進捗は、一朝一夕には進まないものとして、これまで同様地道な改善の継続が期待され、下記の目標と課題が挙げられています。

【地域貢献】将来の児童家庭支援センターの設置

【人事】夜勤回数・宿直体制など労働環境の整備

【経費削減】太陽光発電システムの導入

【職員育成】各管理職や専門職が更に主導・指導できる体制構築、エゴグラムを活用したモチベーションアップ

【安全】水害対策

【業務の標準化】マニュアル・規程類の見直しとデータ化

【子どもの養育】低年齢時からの携帯電話等インターネット環境に対する指導、年度による振り返りの強化

多岐に渡る目標と課題は、本施設の持つ子どもへの思いと将来への展望、改善への意欲が表れており、実現が期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

前回の受審の結果、改善を要すべき課題に取り組むことが出来たが、評価の低い点への取り組みが何点か残されていた事が今回の結果で現れた。

また、職員自己評価も非常に高く其々の職員が自信をもって子ども達のケアに当たっている事が分かり、数年来当ホームが抱えていた問題にも着実に施設全体として取り組めていたことが分かり励みになった。

今後も課題を整理しさらなる福祉サービスの向上に努めてまいります。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
施設運営にあたっての方針は、パンフレット・ホームページへの記載がなされており、誰にでも見られるよう整えられている。また子どもたちの生活目標はわかりやすい言葉で表現されており、玄関への掲示がなされている。新規採用職員に対しては、勤務時間・形態について十分な説明に努め、誤解なく入職してもらえよう取り組んでいる。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
県内児童養護施設による会合や要保護児童対策協議会への参加により、施設をとりまく環境・社会福祉の動向について情報の収集と把握にあっている。将来においては児童家庭支援センターを設置し、情報把握に留まらず、その専門性を発揮した展開を目標としている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
人材確保と職員定着、労働環境の整備を一番の課題としており、採用活動への注力、宿直体制の改善などを考察している。特に人材確保については、単独施設での取り組みには限界があり、協議会等での連携した対応を提言している。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
5年、10年を見据えた中長期計画が策定されており、運営のビジョンを示すものとなっている。策定より4年が経過しており、実効の検証や社会環境の変化を踏まえ、本年度改訂を予定している。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
年度の事業計画は、運営方針・重点項目・項目別の構成となっている。特に寮ごとに建てられた運営計画書には、子どもの具体的養育支援方法まで記載されており、各寮の課題と方針が明確化されている。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
各委員会および寮ごとに方針や計画を提出してもらい、事業計画が策定されている。計画は職員会議での説明のほか、いつでもパソコンを通して見られるよう設定しており、年度の方針周知を図っている。また年度の振り返りとともに事業報告書が作成されている。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
ホームページには年間行事計画が掲載されており、また若竹ニュースとしてその実施内容を確認することができる。子ども・保護者に対しては個々の事情を鑑み、職員が適宜考慮しながら説明に努めている。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
社会的養護関係施設第三者評価の自己評価実施やチェックリストの活用により自身の養育支援の検証に努めている。また個別の支援については、自立支援計画の策定と見直し、職員会議やケース検討会議にて行うよう位置づけられている。		

	②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
年度の事業計画には重点項目が抽出されており、①行動上の問題への丁寧な対応、②園内学習塾の更なる充実、③広報活動の拡充、④食育への取り組み、⑤グループホーム増設、⑥費用の削減が掲げられている。課題ごとに状況を勘案し、進捗を図っている。			

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。			第三者 評価結果
	①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長をはじめ、各職員の役割分担と組織体制については事業計画に記載し、明示している。入職初年度や直接処遇職員の、委員会等の役割には配慮し、公平な業務負担となるよう取り組んでいる。また役職者へ負担や負荷が集中しないよう話し合いの中で調整できるよう努めている。			
	②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
各種研修会・勉強会への参加を通して法令等のアップデートに取り組んでいる。法令の遵守を踏まえつつ、施設としてできること・できないことを判断し、子どもたち・職員と一緒に考え、より良い環境に対して少しでも前進できるよう運営に尽力している。			

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
	①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
一人の力には限界があり、施設全体で協力・役割分担することこそ子どもたちにとって最善の養育支援環境に繋がるとの方針のもと運営を進めている。寮の自治を認めつつも、各管理職や専門職が更に主導・指導できる体制構築を目指しており、課題として取り組む意向を示している。			
	②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
子どもたちの生活が窮屈なものとならない範囲で業務の効率化・支出の検討・補助金等の活用を図っている。太陽光発電の活用により電気料金の削減などを検討しており、諸問題を検証しながら進めている。またグループホームの増設も進められており、更なる家庭的養育環境提供に取り組んでいる。			

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			第三者 評価結果
	①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
職員面談の実施、採用面接会の開催など人材確保・定着に対して注力した取り組みを行っている。また施設を理解しないまま入職しても短期の雇用で終わってしまうため、勤務形態や労働条件を含め丁寧な説明をし、施設の養育方針・姿勢に賛同できる人材の確保・育成に努めている。			
	②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
昨年度より年度末の手当支給を始めるなど処遇の改善や職員への還元策の実施を進めている。職員の功労に対しては短期の評価だけで職員を評価しない方針を打ち出しており、目に見える成果だけに着目することなく、職員との面談を通して長く勤務してもらえる職場環境づくりを進めている。			

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
会議等の出席に伴う時間外労働については申告され、記録簿にて管理している。また有給休暇については職員同士の業務勘案、時間単位での取得がなされており、取得率の向上を図っている。毎年の職員面談を通して職員の将来的への希望を把握し、職員のキャリアと職員配置を検討し、要員計画を進めている。			

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

日常より職員とのコミュニケーションを図るよう心掛けており、特に経験の浅い職員に対しては声をかけながら勤務状況・状態の把握に努めている。わからないことや不安を話しやすい環境をつくり、職員の余裕が子どもたちの安心に繋がるよう職員の就業を見守っている。			
	②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
研修委員会が設置されており、新入職員に対しては教育内容と担当者が定められたカリキュラムが規定されている。また外部研修の派遣については年度においてあらかじめ参加者が計画されている。外部講師を招いての専門的領域に対する研修も開催されるなど職員の啓発・研鑽に対して積極的な取り組みがなされている。			
	③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
各種団体による外部研修に対しては、職員の経歴や職務を勘案し、年度の計画により出席者が決定されている。各職員が自身の成長・スキル・課題を自覚できる取り組みをしていく意向をもっており、エゴグラムの活用など職員のモチベーションアップに繋げられる方策を検討している。			

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
	①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習生の受け入れにあたっては、担当者の配置、宿泊施設の提供など体制の整備がなされている。職員による毎日の振り返りを実施し、実りある研修となるよう、児童養護の養育支援を理解してもらえよう注力している。			

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			第三者 評価結果
	①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
施設独自のホームページが設置されており、施設の概要・沿革・就職説明会の実施・ボランティアの募集などが公表されている。業者に依頼することなく、自身で作成・更新しており、施設の特長がよく表れたホームページとなっている。ボランティアの募集等については更なる効果を期待しており、行事の様子など写真の掲載を充実させていく意向をもってしている。			
	②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
経理規程の設置、監事や専門家による指導等、法人として適切な運営を行うための仕組みがつけられている。また財務だけでなく働き方委員会により職員の働きやすさと法への適合等を話し合い、改善を進めている。			

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。			第三者 評価結果
	①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
学校との連携については、各寮の運営計画書において目標や方針を記載し、進捗を図っている。PTA、少年団などの活動を通して地域との交流と施設への理解が深まるよう取り組んでいる。園内学習塾を地域の子どもたちに開放することも思案している。			
	②	24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
ボランティアの受け入れ要領を整備しており、散髪、学習、行事、美化等多岐に渡って協力を得ている。学校に対しては、PTAの役員就任、定期での連絡会の開催など繋がりを持ちながら積極的な協力を努めている。			
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
近隣の児童館や図書館を利用するなど社会資源の活用がなされており、子ども会の行事等にも参加している。また就職支援・資格取得支援についても情報を収集し、子どもたちの進路に役立つよう活用している。			
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
地域貢献のための機能活用は、方法やスペースが限られてくるものの、里親の招待、防災協定の締結などできる方法を検討しながら進めている。また要保護児童対策協議会に参画し、これまで得ている専門的知識と経験を活かして、地域の児童福祉に貢献できるよう取り組んでいる。			

	②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
民生委員の見学受け入れなど、施設・児童福祉に対する理解が深まるよう努めている。将来は児童家庭支援センターを設置し、施設としてのできることを広げていけるよう構想している。			

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			第三者 評価結果
	①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
支援の方針については、学習・食事・外出等支援別に要綱・ガイドラインに規定しており、共通理解のためのツールが整備されている。また子どもたちが「それぞれの生き方ができるよう・心身の安全が保障されるよう・選択幅を持てるよう」、職員が常に認識しながら養育支援にあたるよう指導に努めている。			
	②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
個人情報保護に関する指針が整備されており、権利擁護とあわせて規定化がなされている。二人部屋を使用する際もカーテンやパーテーションを使用するなど工夫しながら利用している。また居室の子窓には暖簾をかけたり、職員の入室に対する要望を聞いたり子どもたちの意思や意見も取り入れている。			

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
	①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
入所にあたっては、施設の方針や概要が記されたパンフレットの配布のほか、見学・面会を通して今後の生活の不安を軽減できるよう努めている。また持ち物・面会・携帯電話の使用など施設内のルールについてもあらかじめ説明し、理解をした上で入所してもらえよう取り組んでいる。			
	②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
入所にあたっては、「面会・帰省・電話連絡」、「金品の受け渡し」、「相談窓口」、「衛生管理」など丁寧な説明書面が準備されている。また特に携帯電話等については、子どもたちに納得してから入所してもらえよう「電子機器の約束」と題した書面が用意されており、生活のバランスを崩さないよう説明に尽力している。			
	③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
措置変更後も施設や家庭を訪問したり、相談に応じたりと可能な限り支援に努めている。児童相談所等関係機関とも協力し、継続性に配慮した移行となるよう取り組んでいる。			

(3) 子どもの満足の向上に努めている。			第三者 評価結果
	①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
子どもたちの要望の聴取についてはアンケートや意見箱の活用ではなく、「寮職員の配慮」、「寮職員以外にも話しやすい環境醸成」により対話を重視した把握に取り組んでいる。また話し合いは個別に対応し、ルールで固めることを最善とせず、柔軟な対応と自分たちで考えることの大切さを教えることを重視しながら支援にあたっている。			

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
苦情解決第三者委員を設置するなど苦情解決体制を整備している。入所時には施設内窓口の案内を文書にてしているものの、第三者委員については掲示等での説明にとどまっているため、予定している委員の交替を機に制度の積極的活用や広報を検討している。			
	②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a

プライバシーを損なわず相談できるスペース、意見箱の設定など子どもたちが意見を述べやすい環境を整備している。また子どもたちが自身の意思で意見を述べることができることについても入所時に権利ノートを使用して説明に努めている。			
	③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
子どもからの意見は毎朝の打ち合わせや記録システムにて情報を共有している。また相談事項だけでなく、経過と結果についても児童記録から全職員が把握できる仕組みと習慣が構築されており、職員個人ではなく、施設全体で対応するよう取り組んでいる。			

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			第三者 評価結果
	①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
防災規程、リスクマネジメント要領、危機管理マニュアル等の設置をはじめ、防犯カメラの増設、ライトの設置、システムに組み込まれたヒヤリハット報告書の活用など子どもたちの安全のための取り組みに注力している。			
	②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
感染症蔓延防止にあたっては隔離できるスペースの確保、マニュアルの整備、予防接種など対策を講じている。また食中毒についても夏季を中心に厨房および寮内においても衛生管理に注意するよう指導に努めている。			
	③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
火災対応を中心に毎月の避難訓練が実施されており、宿直者のみによる夜間についても想定と対応確認にあっている。昨今の集中豪雨等を鑑み、水害については実際に被災した場合の対応を協議する必要性を認識しており、今後の課題としている。			

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			第三者 評価結果
	①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
業務、権利擁護、個人情報などの取り扱いについて各種マニュアル、規程、ガイドラインが整備されており、ファイリングにより管理されている。			
	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
各種規程、マニュアル、ガイドラインについては、都度の追加により整理の必要性を認識している。特に書面で管理しているものについては、見直しの機会を利用してデータ化をし、効率的な更新や管理となることが期待される。			

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
	①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
担当者による素案づくり、検討会議による検証、半期による見直しなど自立支援計画策定と見直しの流れが確立している。特に自立支援会議は、園長をはじめとする管理職および専門職が出席し、子どもたち一人ひとりの課題について丁寧な議論に努めている。			
	②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
自立支援計画は策定および半期での見直しのサイクルが確立しており、子どもたちの成長や変化に対応する仕組みが整備されている。今後は計画策定にあたって、前年度の計画の検証充実、年度間の繋がりや連動の意識の向上を課題として捉えており、実施とその効果が期待される。			

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
	①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
記録システムが整備されており、記録の効率化、グループホームも含めた情報の共有化、分析・振り返りの活用に役立てられている。子どもの気持ちを理解しているかどうか記録に表れるとの持論をもっており、記録を通して子どもたちへの養育支援の適正さを確認している。			
	②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

データのバックアップ、文書の保存を確実にし、適正な情報管理に努めている。また個人情報保護については、規程を整備しており、適切な取り扱いとなるよう取り組んでいる。

内容評価基準（41項目） A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
	① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
年に2回、チェックリストを活用した養育支援の検証を実施しており、「やってはいけないこと」を改めて確認する場としている。余裕がない職員については管理職による会議等にて情報を共有しており、子どもたちに最善の利益をもたらせるよう日々の支援を進めている。		
	② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
担当職員が中心となり、「管理職・専門職のアドバイスを聞きながら・児童相談所をはじめとする関係機関と連携しながら」生い立ちの整理と告知を進めている。また学校の取り組みに合わせるなど、タイミングについても話し合いながら取り組んでいる。		
(2) 権利についての説明		
	① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
入所時には権利ノートを配布し、自身の持つ保障された様々な権利について説明にあたっている。また施設でできること・できないことについても入念に説明し、入所後の生活に対して誤解のないよう・安心できるよう努めている。		
(3) 他者の尊重		
	① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
レクリエーションやキャンプなど子どもたちが様々な体験を通して触れ合い・成長する機会を提供している。また催しや行事は強制することなく自主性を重んじており、子どもたちの主催によりサッカー大会が開かれるなど協力しながら一つのことを成し遂げることも支援している。		
(4) 被措置児童等虐待対応		
	① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
入職時の新人研修や職員会議など都度、被措置児童虐待防止について説明・指導している。児童養護のこれまでの負の歴史についても言及し、あってはならないこととして規程・報告・発見のフロー等を整備している。		
	② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
外部機関による子どもへの暴力防止プログラムを活用しており、本年度も幼児と小学生の受講が予定されている。チェックリストの活用、新人研修での指導等を通して職員に対して説明しており、防止・早期発見がなされるよう取り組んでいる。		
	③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
被措置児童虐待が発見された場合の通告・報告・対処に関するフローが設置されており、職員に対しても義務である旨を説明している。子どもたちに対しては制度ではなく、日々の指導や自身の持つ権利についての保障において説明と周知にあたっている。		
(5) 思想や信教の自由の保障		
	① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
思想・信教については、施設として自由を認めている。また外国籍の子どもに対する食事への配慮などできる支援に努めている。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
	① A9 子どものものであった生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a

入所時の保護者と子どもへの説明用文書が定められており、詳細の説明により両者に安心と納得をしてもらえるよう努めている。児童相談所との連携や各種資料の読み込みなどにより、入所前までの生活や背景を理解し、温かく迎え入れられるよう取り組んでいる。			
	②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
生活マニュアル・日課が設定されており、生活のリズムの確立、安全、費用等が定められている。入室の際にロックをすることなど子どもたちのプライバシーについても細かく規定されている。これらの規定からは、ルールで縛ることを目的とせず、共同生活をより良くしていこうとする姿勢を理解することができる。			

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活			
	①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
少年団や部活動への加入、クリスマス会・納涼会などの全体行事への参加など子どもたち一人ひとりの意向をもとに余暇を過ごせるよう取り組んでいる。また一方でインターネット・携帯電話については、環境整備・書面による約束の設定・時間調整など子どもたちが生活リズムを保てるよう指導と見守りがなされている。			
	②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
小遣い帳の使用を通して自己管理力の醸成にあたっており、今後は計画的な消費に対する思考、生活費用を実感できる環境の整備に努めている。自立へのサポート体制強化としてソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、社会に出てから生き抜いていく力を身に着けられるよう取り組む意向をもっている。			

(8) 継続性とアフターケア			
	①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
入所時より家庭支援専門相談員について役割・氏名を説明しており、相談窓口の中心であることを伝えている。児童相談所と連携し、慎重なプロセスを経ての復帰および復帰後のフォローに努めている。			
	②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
進路選択および就学の断念などにあたっては、子ども・職員・保護者・関係機関と話し合い、子どもたちに適合した環境を整えることを第一に考え、支援に努めている。ケースごとに考慮し、措置延長等できうる支援と継続的な配慮に取り組んでいる。			
	③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
退所児童に対しては、連絡期間を定期で定めており、支援経過と結果はシステムへの入力により記録と情報共有がなされている。園にて開催する毎年の納涼祭への招待、ソーシャルネットワーキングシステムを活用しての継続的関係の維持などのアフターケアを実施している。			

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本			第三者 評価結果
	①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
子どもたちの思いや状況については日々の養育支援の中で職員が把握するよう努めており、寮内だけでなく施設として共有するよう努めている。また心理士による子どもたちへの面談を実施しており、身近な存在の者だけでなく、一歩引いた立場の職員により子どもの意見や感情を受け止める仕組みを構築している。			
	②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
職員の勤務体制は、子どもの就寝から起床までが同じ職員が見守ることを前提に作られており、子どもが一番安心できる環境整備に努めている。遊具やスポーツ器具などハード面の充足のほか、一対一で職員と話す時間を設けるなど対応を図っている。			
	③	A18 子ども力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a

失敗を経験しながら子どもたちが成長できるよう見守っており、職員にも余裕をもって指導にあたるようフォローに努めている。アルバイトなどの社会経験を奨励したり、キャンプや催しによる体験をしたり多様な活動に取り組めるよう支援している。時にソーシャルネットワーキングシステムを活用しながら情報を集め、いつでも援助できる体制を整えている。			
	④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
サッカーゴール、バスケットゴール、ブランコなどが園庭に設置されており、子どもたちが遊ぶスペースが確保されている。また温かな支援等により図書等の充実、学習機の提供、学習塾の開催など学習環境も整備されている。子どもたちが健やかに成長する環境が整えられている。			
	⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
子どもたちの日課をはじめ、衣服の管理、友人との交流など生活上のルールは生活マニュアルの中に定められている。また携帯電話については別紙で使用の約束が定められており、適正な使用を指導している。携帯電話については、禁止をするばかりでなく、小学生のうちから適正な使用法を指導し、正しい付き合い方を身に付けられるようにしたいと思案している。			

(2) 食生活			
	①	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
寮ごとのリビングは家庭と変わらぬ温かなつくりとなっており、皆が集う場・食卓を囲む場となっている。また定期で開催される調理実習の場では子どもたちが食事作りの手伝いをしたり、高齢児が夜食を自ら作ったりと食を身近に感じるための取り組みがなされている。			
	②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
調理師は、イベントや調理実習時において、子どもたちの嗜好や摂食状況を観察・確認し、日々の調理に活かすよう努めている。2ヶ月に1回開催される厨房会議は、園長をはじめとする管理職・栄養士・調理員が出席しており、食に向けての取り組みやメニュー等についての報告・検討がなされている。			
	③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
箸の使い方など職員が見本となり、日常の中で自然に正しい食習慣を身につけられるよう・おいしく食べられるよう取り組んでいる。誕生日の際には子どもの好きなメニュー聞いて提供したり、おやつを皆で考えて作ったりと食への関心を持てるよう努めている。			

(3) 衣生活			
	①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
職員と一緒に買い物に出かけるなど発達段階に合わせ、一人ひとりの予算を考慮して衣服の購入にあたっている。選択に困る場合は、職員がアドバイスするなど子ども一人ひとりに合わせた支援に取り組んでいる。			

(4) 住生活			
	①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
職員の清掃により清潔と整頓が保たれている。また子どもたちの居室はロフトベッドを使用するなどスペースづくりの工夫により整理されている。また訪問調査日にはボランティアの方が季節の花を持参してくれる姿を見ることができた。温かな支援が家庭的雰囲気づくりに役立てられている。			
	②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
4つの寮は、男女別・縦割り・定員8名の構成となっており、家庭的養育を考え改築がなされている。また子どもたちの居室は、一人部屋・二人部屋の2タイプが設定されており、二人部屋については、子どもたちの年齢や状況を鑑み、パーティションで区切るなどの工夫によりプライベートな空間を確保している。			

(5) 健康と安全			
	①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
子どもたちの心身の状況や状態については、日々職員が確認し、記録と情報共有がなされている。理美容のボランティアの協力もあり、身だしなみについても整えるよう指導している。			
	②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
嘱託医とは健康診断をはじめ、子どもたちの健康管理および指導を委託している。通院同行など健康維持・向上のための支援に努めており、特に服薬については事故のないよう管理の徹底に努めている。			

(6) 性に関する教育			
	①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
外部機関の講習活用など、性に対して正しい知識を持ち、自身および他者を尊重しながら成長できるよう努めており、日常の中で子どもたちが巻き込まれ等により被害に合わないよう見守りと指導にもあたっている。また職員については、外部研修への派遣や園内の会議により情報をアップデートできるよう取り組んでいる。			

(7) 自己領域の確保			
	①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
シャンプー・タオル等日用品については個人所有にし、他者との境界を意識した養育支援に努めている。また個人の嗜好を尊重し、なるべく意向に沿った購入となるよう取り組んでいる。紛失防止にあたっては、寮で預かったり、施錠をしたりとトラブルの減少を図っている。			
	②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
イベント等の際には、子どもたちの写真を撮り、退所の際に渡せるよう努めている。また時にビデオカメラを利用した撮影も行い、卒園児を祝う会等では写真のスライドショーとともに上映し、思い出を振り返っている。			

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応			
	①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
子どもの暴力・不適応行動については、施設として「対処の流れ」や「できること・できないことの判断」を持ちながら適切な対応となるよう努めている。また園長をはじめとする管理職は、「子どもの日々の記録を見て・医療機関等の意見を包括して」行動を把握するよう取り組んでおり、予防・対応策を講じるよう努めている。			
	②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
子どものパワーバランスを把握し、職員が間に入りながら・寮編成を配慮しながら・子どもたちの共同生活が営まれるよう取り組んでいる。入所児童の高年齢化が進む中、低年齢児が心身ともに健やかな生活が維持されるよう守っていくことが重要であることを認識している。			
	③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
子ども・保護者の情報については記録システムにて共有し、児童相談所等関係機関と連携を図り、対処できるよう努めている。また強引な引き取りに留まらず、不審者への対応についても安全策を講じるよう取り組んでいる。			

(9) 心理的ケア			
	①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
心理士2名の配置、心理室の整備がなされており、支援を必要とする子どもに対して心理支援プログラムの実施がなされている。心理士は、自立支援計画策定や寮会議の際に所見を提示し、また子どもたちの食事場をを観察するなど日々の様子を把握するよう努めている。			
(10) 学習・進学支援、進路支援等			
	①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
園内学習塾は学習ボランティアの協力のもと、本園および地域小規模児童養護施設の子どもたちに対して子どもたちの基礎学力の習得ために実施されている。今後は園外の地域の子どもたちに対しても開放するなど、地域の児童福祉への貢献事業となるよう思案している。			
	②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
職員から助成金等の情報提供をするなど、子どもたちの将来にとって最善の選択ができるよう取り組んでいる。進学・進級後に想定されることについても関係機関とともに保護者・子どもに説明をし、納得できる進路決定となるよう努めている。			
	③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
高校生についてはアルバイトでの就業を奨励し、様々な体験ができるよう指導にあたっている。また法人内の介護施設において実習をするなど組織内で協力した取り組みもなされている。外部の就職支援団体が開催する職場体験等もできる限り利用し、在園中に自立する力を養えるよう努めている。			
(11) 施設と家族との信頼関係づくり			
	①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
家庭支援専門相談員を追加し、2名体制にて家庭支援の充実に注力している。支援方針に対しては、保護者の理解を得られるよう説明等を尽くしている。また長期のプログラムとして実施するケースも増えており、慎重かつ計画的に家庭復帰が進むよう取り組んでいる。			
(12) 親子関係の再構築支援			
	①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
親子訓練室が設置されており、必要に応じて活用しながら親子関係再構築に努めている。親子関係は複雑であり、様々な要素を考慮する必要性と既存のプログラムでの対応では不足であることを認識している。丁寧な考察と周辺の支援環境を整えることを重視して支援に取り組んでいる。			
(13) スーパービジョン体制			
	①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
基幹職員の設置、外部講師・専門医師等を招いての講義など、職員が研鑽・相談できるためのスーパーバイズ体制を整備している。職員自身がどのような支援がしたいのかを明確にしながら事例検討や研修を通して専門性の向上に努めている。			